

平成28年第4回霧島市農業委員会定例総会

平成28年4月27日（水）

開催場所 国分シビックセンター 7階 701・702会議室

出席委員

1番委員、 2番委員、 3番委員、 4番委員、 5番委員、 6番委員、 7番委員、
8番委員、 9番委員、 10番委員、 11番委員、 13番委員、 14番委員、 15番委員、
16番委員、 17番委員、 18番委員、 19番委員、 20番委員、 21番委員、 22番委員、
23番委員、 24番委員、 25番委員、 26番委員、 27番委員、 28番委員、 29番委員、
30番委員、 31番委員、 32番委員、 33番委員、 34番委員、 35番委員、 36番委員、
37番委員

| | | | | |
|------|---------|-------|---------|------|
| 出席職員 | 事務局長 | 砂田良一 | 農地グループ長 | 内田大作 |
| | 振興グループ長 | 本村浩孝 | 主査 | 若林優 |
| | 主任主事 | 中吉哲平 | 主任主事 | 山下良太 |
| | 主任主事 | 有村大 | 主任主事 | 江藤俊志 |
| | 主任主事 | 岩元章宏 | 主査 | 鎌田里子 |
| | 主任主事 | 深瀬和香子 | 主査 | 吉原康広 |
| | 主任主事 | 笠井亜由美 | | |

議事日程 諸般の報告」「事務局報告」

- 1 「農地利用変更届」について
- 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について
- 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について
- 4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について
- 5 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について
- 6 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について
- 7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について
- 8 「あっせん申出」について

「開 会 午後 2時25分」

○砂田事務局長

姿勢を正してください。一同、礼。

○議長（会長）

皆さん、こんにちは。本日は12番員より欠席届が提出されております。本日の出席委員は36名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をさせます。事務局。

○ [事務局より議案書の訂正について報告]

○議長（会長）

それでは、本日の会議録署名委員を指名いたします。25番委員、26番委員をお願いいたします。議事に入る前に諸般の報告・事務局報告をいたします。事務局。

○砂田事務局長

それでは先月の定例総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。

[11件について報告]

以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。

農地法第18条第6項等解約通知報告です。利用権解約のうち、賃借権通知報告22件、使用貸借権通知報告9件、農地法第3条解約のうち賃借権通知報告1件、使用貸借権通知報告3件の、計35件が提出されております。以上で報告を終わります。

○議長（会長）

諸般の報告、事務局報告が終わりました。では、議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

○議長（会長）

議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が4件提出されましたので、審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。国分の1番、6番委員。

○6番委員

1号1番を報告します。

申請地は久保田公民館の西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は雑種地、南は道路、東は宅地、西は雑種地である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は現状のまま利用するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、30番委員。

○30番委員

1号2番を報告します。

申請地は上小川小学校の南東に位置しており、現況は田である。申請地の北は水路、南は田、東は水路、西は道路である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は黒土を0.6m盛土するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、28番委員。

○28番委員

1号3番を報告します。

申請地は小田西公民館の北西に位置しており、現況は田である。申請地の北は田、南は道、東は道路、西は田と道である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は畑として現状のまま利用するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、2番委員。

○2番委員

1号4番を報告します。

申請地は富隈小学校の北に位置しており、現況は畑である。申請地の北は宅地、南は畑、東は宅地、西は宅地である。利用変更目的は農業用施設100㎡を建設するものである。工事内容は30cm盛土するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告がありました。これより審議に入ります。この件について質疑・討論は

ありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届について」の届出は妥当であるという意見です。受理することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第1号「農地利用変更届について」は、受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定について

○議長（会長）

次に、議案第2号「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、所有権移転3件、利用権設定の賃借権設定123件、使用貸借権設定24件の計150件の農地利用集積計画（案）について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。ただし、利用権設定147件のうち99件は、再設定及び認定農業者でありますので、ご承認いただくこととし、新規の48件について審議を行います。なお、所有権移転の牧園の3番は取り下げられました。また、横川の105番は議事参与の関係で別途審議いたします。それでは調査委員の意見報告を求めます。所有権移転の牧園の1番と2番、15番委員。

○15番委員

2号所有権移転の1番と2番は、譲受人が同一の為、まとめて報告します。

1番については、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と、譲受人との間で、申請地1筆***円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が、平成28年4月1日に提出されました。2番についても、農業経営基盤強化促進法に基づき、譲渡人と、譲受人との間で、申請地4筆***円にて協議が整い、所有権移転に係る申出書が、平成28年4月1日に提出されました。以下、譲受人が農業経営基盤強化促進法にて所有権移転を受ける要件を、備えているか否かについて報告します。譲受人は、認定農業者であり、現在23,402㎡のすべてについて耕作しており、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具も完備している。取得後に周辺の農地の利用に支障を生ずる恐れがないと思われる。あっせん譲受人候補者名簿の牧園地区**番に記載されており、その経営面積もあっせん基準の70aを超えている。以上のような理由により、譲受人は、所有権移転を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

利用権設定の1番から5番、34番委員。

○34番委員

2号利用権設定の1番から5番は、借人が同一の為、まとめて報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

11番から14番、6番委員。

○6番委員

2号利用権設定の11番から14番は、借人が同一の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、897㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

15番と16番、31番委員。

○31番委員

2号利用権設定の15番と16番は、借人が同一の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、11,122㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

28番、6番委員。

○6番委員

2号利用権設定の28番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、2,001㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

68番から79番、13番委員。

○13番委員

2号利用権設定の68番から79番までの12件を報告します。

本件については、農地中間管理事業により、鹿児島県地域振興公社が、所有者の****さん外11名から農地を5年間及び10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けするための申し出であり、申請地35筆は農用地区域内に位置し、適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は、法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

82番、27番委員。

○27番委員

2号利用権設定の82番を報告します。

借人は、現在、2,379㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。この件は、2月総会のあっせん貸付の案件であり、申請人は申請地の隣接に母名義の農地を耕作されていることから、今回の設定となりました。以上です。

○議長（会長）

83番及び85番、7番委員。

○7番委員

2号利用権設定の83番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、2,948㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。この案件は先月のあっせん申出の件です。

2号利用権設定の85番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、21,703㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

99番、10番委員。

○10番委員

2号利用権設定の99番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、28,084㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

106番、20番委員。

○20番委員

2号利用権設定の106番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、3,705㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

110番、15番委員。

○15番委員

2号利用権設定の110番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、37,818㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

115番から117番、33番委員。

○30番委員

2号利用権設定の115番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、9,825㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。

2号利用権設定の116番と117番は、借人が同一の為、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、80, 285㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

121番、31番委員。

○31番委員

2号利用権設定の121番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、11, 692㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

129番、4番委員。

○4番委員

2号利用権設定の129番を報告します。

本件については、農地中間管理事業により、鹿児島県地域振興公社が、所有者から農地を10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けするための申し出であり、申請地5筆は農用地区域内に位置し、適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は、法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

133番、14番委員。

○14番委員

2号利用権設定の133番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、10, 365㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

134番、25番委員。

○25番委員

2号利用権設定の134番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、37,495㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

135番、16番委員。

○16番委員

2号利用権設定の135番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、19,539㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

136番、24番委員。

○24番委員

2号利用権設定の136番を報告します。

借人は、曾於市の認定農業者であり、現在、67,245㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

139番から141番、25番委員。

○25番委員

2号利用権設定の139番から141番の3件を報告します。

本件については、農地中間管理事業により、鹿児島県地域振興公社が、所有者の****さん外2名から農地を10年間借り受け、耕作を希望する方へ貸し付けするための申し出であり、申請地7筆は農用地区域内に位置し、適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は、法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

142番、36番委員。

○36番委員

2号利用権設定の142番を報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。農機具も完備している。申請地を効率的に利用することができると思われれる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

143番、144番及び146番、24番委員。

○24番委員

2号利用権設定の143番と144番は、借人が同一の為、まとめて報告します。

借人は、曾於市の認定農業者であり、現在、148,803㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われれる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。

2号利用権設定の146番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、16,074㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われれる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

147番、11番委員。

○11番委員

2号利用権設定の147番を報告します。

借人は、現在、13,988㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われれる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査委員から意見報告がありました。補足・説明はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。13番委員。

○13番委員

鹿児島県地域振興公社の経営面積ですが、今回の申請分の合計ですか、それともこれまでの申請分の

累計でしょうか。

○議長（会長）
事務局。

○若林主査

鹿児島県地域振興公社の経営面積につきましては、農地売買等事業により現在、保有されている面積になります。

○議長（会長）
よろしいですか。他に質疑はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、所有権移転2件及び利用権設定の横川の105番を除く新規47件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、所有権移転2件及び利用権設定の横川の105番を除く新規47件は、承認することに決定いたします。

次に、利用権設定の横川の105番を審議いたしますので、5番委員は退席を願います。

○ [5番委員退席]

○議長（会長）

これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。利用権設定、横川の105番、10番委員。

○10番委員

2号利用権設定の105番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、17,042㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査委員から意見報告がありました。この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定の横川の105番は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定の横川の105番は、承認することに決定いたします。5番委員は着席してください。

○ [5番委員着席]

△議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が、所有権移転16件、賃借権設定6件、使用貸借権3件の計25件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、国分の5番は、取り下げられましたので、残り24件について審議を求めます。それでは、調査委員の意見報告を求めます。国分の1番と2番、3番委員。

○3番委員

3号1番を報告します。

申請地は青葉小学校の東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,509㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

3号2番を報告します。

申請地は台明寺公民館の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5, 188㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、4番及び6番、35番委員。

○35番委員

3号3番、4番及び6番は、受人が同一の為、まとめて報告します。

3番の申請地は福島第一団地の北東に位置しており、現況は田、4番の申請地は福島第一団地の北西に位置しており、現況は畑、6番の申請地は国分海浜公園の北に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2, 112㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

○議長（会長）

7番から9番、5番委員。

○5番委員

3号7番から9番は、受人が同一の為、まとめて報告します。

申請地は水尻公民館の西に位置しており、現況は畑である。7番と8番の申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。9番の申請地には****さんが平成32年7月までの使用収益権を設定しているが、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は農機具会社からリースの予定である。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3, 319㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。受人は農地所有適格法人以外の法人であるが、取得後において農地等を適正に利用していない場合の契約解除条件が契約書に記載されており、かつ地域の他の農業者との適切な役割分担のもとに継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれる。また、業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事すると認められる。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項第2号に該当するが、同条第3項の例外規定のすべてを満たす為、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、15番委員。

○15番委員

3号10番を報告します。

申請地は川床公民館の北東に位置しており、現況は畑と田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は20,958㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

11番と12番、1番委員。

○1番委員

3号11番と12番は、受人が同一の為、まとめて報告します。

申請地は大窪保育園の西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は57,637㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。受人は農地所有適格法人以外の法人であるが、取得後において農地等を適正に利用していない場合の契約解除条件が契約書に記載されており、かつ地域の他の農業者との適切な役割分担のもとに継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれる。また、業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事すると認められる。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項第2号に該当するが、同条第3項の例外規定のすべてを満たす為、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

13番、28番委員。

○28番委員

3号13番を報告します。

申請地は小浜里中・下公民館の北西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。今回の申請に当たって持分3分の2を移転し、持分3分の1の共有者の同意書が添付されている。受人は4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,905㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を

生ずる恐れがない。以上のような理由により、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

14番、15番、16番及び19番、2番委員。

○2番委員

3号14番と15番は、受人が同一の為、まとめて報告します。

申請地は隼人団地の南に位置しており、現況は田と畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,263㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

3号16番と19番は、受人が同一の為、まとめて報告します。

16番の申請地は小田東公民館の北西に位置しており、現況は田、19番の申請地は宮西公民館の北東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,255㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

17番、3番委員。

○3番委員

3号17番を報告します。

申請地は隼人小田中央溝上公民館の南東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,194㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

18番、4番委員。

○4番委員

3号18番を報告します。

申請地の****番*は宮西公民館の西に位置しており、現況は畑、****番は宮西公民館の南西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,409㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

20番から22番、14番委員。

○14番委員

3号20番から22番は、受人が同一の為、まとめて報告します。

申請地は中福良小学校の南東に位置しており、現況はいずれも田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は20,335㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

23番と24番、35番委員。

○35番委員

3号23番を報告します。

申請地の****番*は国師公民館の東に位置しており、現況は田、****番*は同公民館の北東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4,087㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。

3号24番を報告します。

申請地は内場集落センターの東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,524㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

25番、11番委員。

○11番委員

3号25番を報告します。

申請地は佳例川地区コミュニティセンターの東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は23,151㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」

は、許可することに決定いたします。

△議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の一部変更について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。今回は用途変更2件が提出されました。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。用途変更、国分の1番を、36番委員。

○36番委員

4号用途変更1番を報告します。

申請地は上小川小学校の南東に位置しており、現況は田である。申請地の北は道路、南は田、東は田、西は田である。用途区分変更目的は米保管庫を建設するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されているため、特に問題はないものと思われる。申請地を用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、35番委員。

○35番委員

4号用途変更2番を報告します。

申請地は新原公民館の南東に位置しており、現況は畑である。申請地の北は道路、南は畑、東は畑、西は道路である。用途区分変更目的は牛舎と堆肥舎を建設するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されているため、特に問題はないものと思われる。申請地を用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。この件について質疑・討論はありますか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の用途変更2件は許可という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の用途変更2件は許可という意見を市長に答申することに決定します。

△ 議案第5号 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について

○議長（会長）

次に、議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく農地転用事業計画変更承認申請2件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告をお願いします。溝辺の1番、29番委員。

○29番委員

5号1番を報告します。

申請地は陵南中学校の西に位置し、現況は宅地である。なお、平成28年3月に建設してしまったという始末書が添付されている。申請地の東は畑、西は道路、南は畑、北は宅地である。転用目的は店舗と一般住宅を建設するものである。農地区分は土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地、3種農地の土地区画整理区域内農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。家庭用排水は浄化槽を通じて西側側溝に流す計画で問題ないものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、3番委員。

○3番委員

5号2番を報告します。

申請地は永浜公民館の北東に位置し、現況は竹林である。申請地の東は竹林、西は山林、南は畑、北は山林である。転用目的は太陽光発電施設を建設するものである。農地区分は申請地からおおむね300m以内に隼人西高速インターチェンジ出入口があるため、3種農地の300m以内農地該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告がありました。これより審議に入ります。この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、事業計画変更はやむを得ないという意見です。これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「挙手多数」

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、許可することに決定いたします。また、隼人の2番については、許可の意見を附して県に進達いたします。

「休憩 午後 3時25分」

「再開 午後 3時45分」

△ 議案第6号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請7件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、議案書記載順に調査委員の意見報告を求めます。国分の1番、34番委員。

○34番委員

6号1番について報告します。

申請地は妻屋公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は310㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は田、西は道路、南は宅地、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、36番委員。

○36番委員

6号2番について報告します。

申請地は東国分保育園の北西に位置し、現況は田である。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は農業用倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は85㎡であり、農業用倉庫を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は田、南は田、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、35番委員。

○35番委員

6号3番について報告します。

申請地は上野原縄文の森の南西に位置し、現況は宅地と畑である。なお、宅地については平成15年頃、倉庫を建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。管理棟の資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。なお、倉庫については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は管理棟と倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は781㎡であり、管理棟と倉庫を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は畑、南は道路、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、13番委員。

○13番委員

6号4番について報告します。

申請地は下有川切門自治公民館の北に位置し、現況は畑と山林である。なお、有川****番*については、平成18年頃、植林してしまったという始末書が添付されている。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は985㎡のうち563㎡は植林済、残り422㎡にクヌギ200本を植林するもので、相当な面積であると思われる。申請地の東は河川敷、西は道路と畑、南は畑と山林、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、22番委員。

○22番委員

6号5番について報告します。

申請地は二牟礼集落センターの東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は535㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は山林、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、1番委員。

○1番委員

6号6番について報告します。

申請地は中井手団地の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は6,081㎡であり、申請地にクヌギ900本を植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は道路、南は道路、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、36番委員。

○36番委員

6号7番について報告します。

申請地は牧野中公民館の北に位置し、現況は宅地である。なお、平成2年4月頃、牛舎、倉庫及び車庫を建設してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は牛舎、倉庫及び車庫を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は818㎡であり、牛舎、倉庫及び車庫に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は畑、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ 「挙手多数」

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可するというように決定します。なお、これまで農地法第4条及び第5条の「転用」に関しましては、全ての案件について県農業会議に諮問いたしておりましたが、本年4月1日を施行期日とする農地法の改正により、30aを超える案件及び農業委員会が必要と認める案件を県農業会議に意見聴取するとされました。そして、昨年12月の鹿児島県農業会議の臨時総会において、法律で義務付けられた30aを超える案件及び農業委員会が必要と認める案件に加え、鹿児島県独自の取組みとして、優良農地を確保する観点から、農用地区域内農地と第1種農地についても意見聴取を行うとする附帯決議がなされております。つきましては、5月9日開催の県農業会議にしかるべき案件について意見聴取いたします。

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請32件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。なお、溝辺の15番は議事参与の関係で別途審議いたします。これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。国分の1番を34番委員。

○34番委員

7号1番について報告します。

申請地は重久公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の

集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は315㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は田、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番と3番、6番委員。

○6番委員

7号2番について報告します。

申請地は駒松公民館の東に位置し、現況は雑種地である。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は283㎡であり、普通車8台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地、西は山林、南は宅地、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号3番について報告します。

申請地は小畑公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は399㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は水路、西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、3番委員。

○3番委員

7号4番について報告します。

申請地は岩戸公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は268㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、

南は畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、34番委員。

○34番委員

7号5番について報告します。

申請地は台明寺公民館の南西に位置し、現況は田である。農地区分は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅4棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,318㎡であり、建売住宅4棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は道路、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、19番委員。

○19番委員

7号6番について報告します。

申請地は川原公民館の南東に位置し、現況は山林である。なお、昭和50年頃、植林してしまったという始末書が添付されている。農地区分は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は2,733㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は山林、南は山林、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番と8番、34番委員。

○34番委員

7号7番について報告します。

申請地は国分中央病院の西に位置し、現況は畑である。なお、平成2年頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は546㎡であり、宅

地分譲2区画を建設するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第2種住居地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号8番について報告します。

申請地は霧島市役所の南に位置し、現況は田である。農地区分は申請地からおおむね300m以内に市役所が存するため、3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は病院用地するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は6.44㎡であり、病院用地にするためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は田、南は田、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

9番から11番、23番委員。

○23番委員

7号9番について報告します。

申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は483㎡であり、宅地分譲2区画を建設するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地と畑、西は宅地、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号10番について報告します。

申請地は陸上自衛隊国分駐屯地の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は480㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は雑種地、西は道路、南は雑種地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号11番について報告します。

申請地は始良東部公設地方卸売市場の北に位置し、現況は畑である。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。

資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲4区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は964㎡であり、宅地分譲4区画を建設するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地と畑、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

12番、36番委員。

○36番委員

7号12番について報告します。

申請地は国分湊地区公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また資金証明、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅と車庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,411㎡であり、建売住宅と車庫各4棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は田と宅地、南は水路、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

13番と14番、30番委員。

○30番委員

7号13番について報告します。

申請地は宮下団地の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また資金証明、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は135㎡であり、また、隣接地の宅地103.95㎡を一体利用するもので、全体計画面積は238.95㎡である。一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号14番について報告します。

申請地は国分インターチェンジの東に位置し、現況は田である。農地区分は申請地からおおむね300m以内に高速インターチェンジ出入口が存するため、3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。

法定小作人なし。転用目的は貸資材置場と貸倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,049㎡であり、貸資材置場と貸倉庫に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は水路、南は宅地、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

16番、29番委員。

○29番委員

7号16番について報告します。

申請地は論地自治公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は543㎡であり、貸駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

17番から19番、5番委員。

○5番委員

7号17番について報告します。

申請地は堂ノ下公民館の南東に位置し、現況は雑種地である。なお、平成28年3月頃、造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場、精米機・倉庫及びタンクを建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は229㎡であり、駐車場、精米機・倉庫及びタンクに利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は畑、南は山林、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号18番について報告します。

申請地は牧園小学校の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は物産館・休憩所及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,015㎡であり、また、隣接地の雑種地と宅地1,890.82㎡を一体利用するもので、全体計画面積は2,905.82㎡である。物産館・休憩所及び駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。

申請地の東は道路、西は道路、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号19番について報告します。

申請地は万膳公民館の東に位置し、現況は田である。農地区分は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,622㎡であり、車20台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は田、南は河川、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

20番、2番委員。

○2番委員

7号20番について報告します。

申請地は霧島変電所の東に位置し、現況は田である。農地区分は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は木材置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,861㎡であり、木材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地、西は道路、南は田、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

21番、28番委員。

○28番委員

7号21番について報告します。

申請地は小浜里中・下公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は770㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は畑、南は道、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

22番、3番委員。

○3番委員

7号22番について報告します。

申請地は小浜里中・下公民館の南西に位置し、現況は田である。農地区分は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は道路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は102㎡であり、道路として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は田、南は田、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

23番、28番委員。

○28番委員

7号23番について報告します。

申請地は小浜里中・下公民館の北西に位置し、現況は田である。農地区分は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は285㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積であると思われる。申請地の東は道、西は水路、南は水路、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

24番、3番委員。

○3番委員

7号24番について報告します。

申請地は永浜公民館の南東に位置し、現況は竹林である。農地区分は申請地からおおむね300m以内に高速インターチェンジ出入口が存するため、3種農地の300m以内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は443㎡であり、また、隣接地の5条許可地及び山林の41,626㎡を一体利用するもので、全体計画面積は42,069㎡である。太陽光パネル12,100枚、総出力2,060kwの太陽光発電施設を設置するには相当な面積であると思われる。申請地の東は竹林、西は山林、南は畑、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

25番、2番委員。

○2番委員

7号25番について報告します。

申請地は小野地区公民館の南東に位置し、現況は宅地である。なお、平成13年頃、一般住宅を建築してしまったという始末書が添付されている。農地区分は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、既に申請どおりの用途に利用されている。計画面積は69㎡であり、また、隣接地の宅地255.73㎡を一体利用するもので、全体計画面積は324.73㎡である。一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

26番と27番、3番委員。

○3番委員

7号26番について報告します。

申請地は松山公民館の南西に位置し、現況は荒地である。農地区分は住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は721㎡であり、車22台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は5条申請地、南は道路、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号27番について報告します。

申請地は松山公民館の南西に位置し、現況は畑である。農地区分は住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は546㎡であり、車20台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は5条申請地、西は水路、南は道路、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

28番、2番委員。

○2番委員

7号28番について報告します。

申請地は新川公園の南に位置し、現況は雑種地である。なお、平成18年頃、造成してしまったという始末書が添付されている。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は482㎡であり、普通車19台分の駐車所に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

29番と30番、4番委員。

○4番委員

7号29番について報告します。

申請地は市営菩提寺団地の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は498㎡であり、宅地分譲2区画を建設するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種住居地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号30番について報告します。

申請地は霧島市水道部の南に位置し、現況は田である。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲4区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,136㎡であり、宅地分譲4区画を建設するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種住居地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地と5条申請地、西は水路、南は水路、北は宅地と畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

31番と32番、37番委員に代わり11番委員。

○11番委員

7号31番について報告します。

申請地は西瓜川原公民館の南東に位置し、現況は田である。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は869㎡であり、資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号32番について報告します。

申請地は西瓜川原公園の北に位置し、現況は雑種地である。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は335㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。4番委員。

○4番委員

これまでに建築事業者等から資材置場という申請が相当数出されていると思うのですが、事務局では資材置場として申請されたこれまでの面積、今回分の面積というのは把握して受理されていますか。

○議長（会長）

事務局。

○中吉主任主事

これまでに申請された面積というのは把握しておりません。事業者より申請が出された時点で、その事業者について転用履歴より、過去に資材置場の申請があったかどうかは確認しております。

○議長（会長）

4 番委員。

○4 番委員

事業者によっては相当な面積の資材置場が必要となってくると思いますが、資材置場で申請すれば許可されるということが無いよう、十分配慮されるよう要望します。それと、申請段階でどれ位の資材置場を保有しているかなどの確認もお願いします。

○議長（会長）

併せて私の方から要望します。これらについては許可後の報告も大切だと思います。工事の進捗や利用状況について、全件でなくとも何件かピックアップして今後報告していただくよう要望します。それと7号22番、道路102㎡の申請についてですが、説明をお願いします。事務局。

○中吉主任主事

申請地周辺に申請人は山林を持っております。そこへ行くために道路があるのですが、普通車1台がようやく通れる幅であるため、離合帯として利用するために今回申請されております。

○議長（会長）

わかりました。他にありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、溝辺の15番を除く31件は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、溝辺の15番を除く31件は、転用は許可ということに決定いたしました。つきましては5月9日開催の県農業会議に法律および県農業会議の決議に該当の案件について意見聴取いたします。また、隼人の24番については、許可の意見を附して県に進達します。

次に、溝辺の15番を審議いたしますので、29番委員は退席を願います。

○ [29番委員退席]

○議長（会長）

これも事前に現地調査が行われておりますので、調査委員の意見報告を求めます。溝辺の15番、2

6番委員。

○26番委員

7号15番について報告します。

申請地は陵南中学校の南西に位置し、現況は宅地である。農地区分は土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地、3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は410㎡であり、また、隣接地の宅地351㎡を一体利用するもので、全体計画面積は761㎡である。宅地分譲2区画を建設するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種住居地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は宅地、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」の溝辺の15番は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」の溝辺の15番は、転用は許可ということに決定いたしました。つきましては5月9日開催の県農業会議に法律および県農業会議の決議に該当の案件について意見聴取いたします。29番委員は着席してください。

○ [29番委員着席]

△ 議案第8号 「あっせん申出」について

○議長（会長）

次に、議案第8号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっ

せん事業実施要領規定によるあっせん申出が、売渡希望1件、貸付希望4件、借受希望4件の計9件が提出されましたので審議を求めます。調査委員の現地調査報告をお願いします。売渡希望、国分の1番、3番委員。

○3番委員

8号売渡希望1番を報告します。

申請地は良好な茶畑であります。あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

貸付希望、2番と3番、23番委員。

○23番委員

8号貸付希望2番を報告します。

申請地は昨年も耕作され、きれいに管理されている田です。あっせんを引き受けたいと思います。

8号貸付希望3番を報告します。

申請地は現在不耕作地となっていますが、両隣が水田として機能しております。不耕作を解消するべく、あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

貸付希望、4番、32番委員。

○32番委員

8号貸付希望4番を報告します。

申請地は道路のすぐそばであり、良好な田ですのであっせんと引き受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

貸付希望、5番、11番委員。

○11番委員

8号貸付希望5番を報告します。

面積が1,500㎡ほどあるのですが、若干、田の形状が耕作に不利な点もあります。近くに飼料を耕作している田もありますので、そういったところに相談に行きたいと考えています。あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

借受希望、1番、27番委員。

○27番委員

8号借受希望1番を報告します。

申出者と面会したところ、現在有機野菜を作っておられ、耕作面積も8反ほどあり規模拡大されたい

との事です。やる気も感じられましたので、あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

借受希望、2番、13番委員。

○13番委員

8号借受希望2番を報告します。

この事業者については、これまで市外に拠点を置かれていましたが、今後本市に拠点を置くとのことです。田の植付まで40日ほどしかなく、日数が厳しい所ですが、あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

借受希望、3番と4番、17番委員。

○17番委員

8号借受希望3番と4番を報告します。

申請者は永水在住の方ですが、お子さんが持松小学校に通っておられるとの事で、その近辺を希望されております。無農薬での水稻、野菜栽培とのことです。心当たりもありますので、あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員の意見報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案8号「あっせん申出について」の売渡希望1件、貸付希望4件、借受希望4件の計9件につきましては、あっせんを行うことを承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第8号「あっせん申出について」の売渡希望1件、貸付希望4件、借受希望4件の計9件につきましては、あっせんを行うことに決定いたしました。

それでは、あっせん委員を指名いたします。売渡希望1番と3番委員と6番委員に、貸付希望2番を12番委員と23番委員に、3番を23番委員と12番委員に、溝辺の4番を32番委員と27番委員に、5番を11番委員と35番委員に、借受希望1番を27番委員と13番委員に、2番を13番委員と7番委員に、3番と4番を17番委員と31番委員に。以上のとおりあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。

以上で平成28年第4回農業委員会定例総会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

次に「その他」はありませんか。

○ 「なし」との声あり

これで平成28年第4回霧島市農業委員会定例総会を閉会いたします。本日はこれにて散会いたします。

○砂田事務局長

姿勢を正して下さい。一同、礼。

「閉 会 午後 4時45分」

番

番

番
